

岩手県告示第331号

平成21年3月13日付け岩手県報第10844号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成21年岩手県告示第210号）の内容について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 下閉伊郡岩泉町中里字岸59の5、59の6、59の8、60の5、60の10

(2) 所在が不分明である通知の相手方 阿部吉之助、阿部助民、加藤リサ

2 通知の内容を掲示した場所 岩泉町役場